

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成 26 年 6 月 27 日

鳥取県知事 様

提出者

住所 米子市淀江町西原 2 1 2 - 8

氏名 株式会社 山根

代表取締役 植田章浩

電話番号 0859-56-3851



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 山根
事業場の所在地	米子市淀江町西原 2 1 2 - 8
計画期間	平成26年4月1日 ~ 平成27年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合建設業
②事業の規模	元請完成工事高 (前年度実績) 336,565千円
③従業員数	16人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2のとおり

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 25 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙3のとおり		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙3のとおり		

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙3のとおり
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙3のとおり

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 25 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙3のとおり		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙3のとおり		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 25 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 別紙3のとおり			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 別紙3のとおり			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 25 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙3のとおり		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙3のとおり		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 25 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙3のとおり		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙3のとおり		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1

廃アスファルト

・中間処理業者へ委託 → 再生アスファルト合材として再資源化

コンクリート片

・中間処理業者へ委託 → 再生砕石として再資源化

金属くず

・中間処理業者へ委託 → 鉄の原料として再資源化

廃プラスチック製品くず

・中間処理業者へ委託 → プラスチックの原料として再資源化

木くず

・中間処理業者へ委託 → 燃料チップとして再資源化

陶磁器くず

・中間処理業者へ委託 → 埋立最終処分

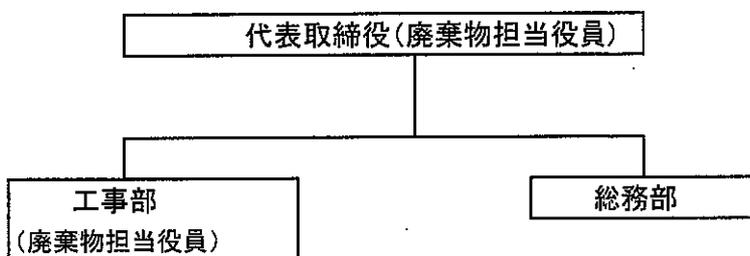
鉄くず

・中間処理業者へ委託 → 鉄の原料として再資源化

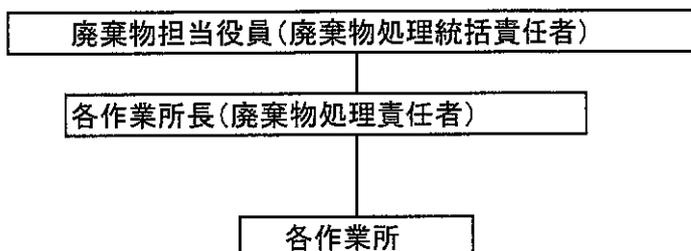
産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

廃棄物処理統括責任		取締役専務(廃棄物担当役員)
廃棄物担当		各作業所長
役割	総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の発生抑制、再生処理、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。</li> <li>委員長:各作業所長、委員:関連職員、事務局:環境管理課</li> </ul>
	廃棄物処理統括責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理方針の策定</li> <li>・作業所の廃棄物管理の指導</li> <li>・廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認</li> </ul>
	作業所長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理計画の作成</li> <li>・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討</li> <li>・処理業者、再生利用業者の選定及び管理</li> <li>・委託契約の締結</li> <li>・産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理</li> <li>・特別管理産業廃棄物管理責任者、技術管理等の設置</li> <li>・監督官庁への各種報告</li> <li>・社員、関連企業に対する情報提供、支援及び指導</li> <li>・その他関係する事項</li> </ul>

【本社】



【作業所】



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度(25年度)実績】									単位:t
産業廃棄物の種類	廃アスファルト	コンクリート片	金属くず	廃プラスチック製品くず	木くず	陶磁器くず	鉄くず	合計	
排出量	2271	201.93	0.588	6.696	17.02	0.1	285.5	2782.834	
①現状	(これまでに実施した取組) 工場で資材を加工し、作業所での端材の発生を抑制する。 施工材料の搬入数量を適正に管理し端材の発生を抑制する。								
【目標】									単位:t
産業廃棄物の種類	廃アスファルト	コンクリート片	金属くず	廃プラスチック製品くず	木くず	陶磁器くず	鉄くず	合計	
排出量	1500	100	0.5	0.6	1.5	0.6	0	1603.2	
②計画	(今後実施する予定の取組) 工場で資材を加工し、作業所での端材の発生を抑制する。 施工材料の搬入数量を適正に管理し端材の発生を抑制する。								

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) それぞれ、分別を徹底しその他のものが混合しないように保管。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) それぞれ、分別を徹底しその他のものが混合しないように保管。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度(25年度)実績】									単位:t
産業廃棄物の種類	廃アスファルト	コンクリート片	金属くず	廃プラスチック製品くず	木くず	陶磁器くず	鉄くず	合計	
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0	0	
①現状	(これまでに実施した取組) 公共工事から発生する廃棄物のため、再資源化施設への搬入が義務付けられているので、自社での再生利用はできない。								
【目標】									単位:t
産業廃棄物の種類	廃アスファルト	コンクリート片	金属くず	廃プラスチック製品くず	木くず	陶磁器くず	鉄くず	合計	
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0	0	
②計画	(今後実施する予定の取組) 公共工事から発生する廃棄物のため、再資源化施設への搬入が義務付けられているので、自社での再生利用はできない。								

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度(25年度)実績】									単位:t
産業廃棄物の種類	廃アスファルト	コンクリート片	金属くず	廃プラスチック製品くず	木くず	陶磁器くず	鉄くず	合計	
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0	0	
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0	0	
①現状	(これまでに実施した取組) 公共工事から発生する廃棄物のため、再資源化施設への搬入が義務付けられているので、自社での中間処理はできない。								
【目標】									単位:t
産業廃棄物の種類	廃アスファルト	コンクリート片	金属くず	廃プラスチック製品くず	木くず	陶磁器くず	鉄くず	合計	
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0	0	
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0	0	
②計画	(今後実施する予定の取組) 公共工事から発生する廃棄物のため、再資源化施設への搬入が義務付けられているので、自社での中間処理はできない。								

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度(25年度)実績】									単位:t
産業廃棄物の種類	廃アスファルト	コンクリート片	金属くず	廃プラスチック製品くず	木くず	陶磁器くず	鉄くず	合計	
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0	0	
①現状	(これまでに実施した取組) 公共工事から発生する廃棄物のため、再資源化施設への搬入が義務付けられているので、自社での埋立処分・海洋投入処分はできない。								
【目標】									単位:t
産業廃棄物の種類	廃アスファルト	コンクリート片	金属くず	廃プラスチック製品くず	木くず	陶磁器くず	鉄くず	合計	
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0	0	
②計画	(今後実施する予定の取組) 公共工事から発生する廃棄物のため、再資源化施設への搬入が義務付けられているので、自社での埋立処分・海洋投入処分はできない。								

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度(25年度)実績】									単位:t
産業廃棄物の種類	廃アスファルト	コンクリート片	金属くず	廃プラスチック製品くず	木くず	陶磁器くず	鉄くず	合計	
全処理委託量	2271	201.93	0.588	6.696	17.02	0.1	285.5	2782.834	
優良認定処理業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0	0	0	
再生利用業者への処理委託量	2271	201.93	0.588	6.696	17.02	0.1	285.5	2782.834	
認定熱回収業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0	0	0	
認定熱回収業者以外の熱回収処理を行う業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0	0	0	
①現状	(これまでに実施した取組) 再生利用可能なものは、再生利用業者へ委託している。 マニフェストによる最終処分の確認を徹底している。								

【目標】									単位:t
産業廃棄物の種類	廃アスファルト	コンクリート片	金属くず	廃プラスチック製品くず	木くず	陶磁器くず	鉄くず	合計	
全処理委託量	1500	100	0.5	0.6	1.5	0.6	0	1603.2	
優良認定処理業者への処理委託量									
再生利用業者への処理委託量	1500	100	0.5	0.6	1.5	0.6	0	1603.2	
認定熱回収業者への処理委託量									
認定熱回収業者以外の熱回収処理を行う業者への処理委託量									
②計画	(これまでに実施した取組) 可能な限り、再生利用業者へ委託する。								